

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦法、ロシア連邦構成主体、連邦領「シリウス」、地方自治体、自然人および組織に対して 外国の源泉によって与えられた損害の国家モニタリングについて

ロシア連邦の国益の保護を改善する目的で、以下を決定する：

1. ロシア連邦検察機関が、自らに委ねられた権限の遂行にあたり、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、連邦領「シリウス」、地方自治体、自然人の健康、生命および財産、組織の財産に対して、外国の源泉、すなわち2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第14項にしたがってロシア連邦政府によって定められた国家および地域、ならびにそれらの利益のために活動する機関、自然人および組織で、それらが当該の損害を与えることに関与したことを示す情報が存在するもの、によって与えられた損害（ロシア連邦およびロシアの組織に対する金融分野における制限措置の発動によって与えられた損害を除く）（以下、外国の源泉によって与えられた損害、という）に関する情報の収集、検証、記録および体系化を準備し、実施する旨を定める。
2. ロシア連邦検察総局は1カ月以内に：
 - a) 外国の源泉によって与えられた損害の国家モニタリングをロシア連邦検察諸機関が実施する手順を承認し、当該の損害についての情報の記録簿の作成・記帳を手配し、そうした情報の構成を定める；
 - b) ロシア連邦検察機関とその他の連邦国家機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、連邦領「シリウス」公権力機関、地方自治機関との、外国の源泉によって与えられた損害についての情報のロシア連邦検察総局への提出における諸問題に関する協力の手順を承認する。
3. 本令の実施を目的として、連邦国家機関は、外国の源泉によって与えられた損害についての情報がロシア連邦検事総局に提出されるようはからう。
4. ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦構成主体の最高位役職者、連邦領「シリウス」評議会議長、地方自治体首長に対して、外国の源泉によって与えられた損害についての情報の収集、検証、記録および体系化についてロシア連邦検察機関に協力するよう勧告する。
5. 本令はそれが署名された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年5月19日

第335号